

アイヌ語復興運動の現状とアイヌ語研究者の責任

札幌学院大学人文学部 奥田 統己

(本稿の1. および2. の一部は、すでに発表したいくつかの拙稿(奥田(1998a)、OKUDA(1998b))と内容が重なっている。しかし読者が必ずしも重ならないこと、またそれらと本稿とは立論が連続していることから、多少書き改めたうえで重複をお許しいただくことにした。)

1. アイヌ語復興運動と研究者の倫理的基盤

1.1. 話し手たちの「思い」とは

自分の母語や自分が育ってきた文化への愛着は、すべての人が確かに持っているといってよい。つまり、これまでアイヌ語研究者に協力してきた人たちすべてがアイヌ語を伝え残したいと希望してきたというのは基本的に正しい。そして、その希望にアイヌ語の研究者が応えなければならないというのもまた正しい。

しかし私は、調査のなかで接してきたアイヌ語の話し手たちから、実際の希望や利害関心として多様で複雑なものを感じとってきた。そのうちの少なくとも2人はアイヌ語の伝承を強く願っていたと、私は信じている。しかしまた、彼女らの考えていた「伝承」の実際の内容はおそらくかなり異なるものだったろうとも私は考えている。

そのうちの1人が熱心だったのは、口頭文芸を演じることに加え、現代の日常会話の例文を日本語からアイヌ語へ翻訳することであった。彼女はアイヌ語を日常生活のなかで復興すること、少なくとも日本語との2言語使用が実現することを望んでいたのかもしれない。しかしもう一方の女性は、やはりアイヌ語の非常に流暢な話し手だったにも関わらず、自然な会話よりも、アイヌ語が用いられる伝統的な儀式や口頭文芸のほうに重点を置いていた。彼女はまた、アイヌ語の個々の単語の意味を質問されるのを好まず、1つの単語の解説はしばしば1篇の物語全体の口演に至った。こうしたことは、ある程度私の聞き取り調査の技術的まずさに由来するだろう。しかし彼女は新しい事物に積極的な関心を持ち、また实际的で明晰だった。私が達した結論は、彼女は自分の言語を伝統的な文脈のなかで伝承することを希望しているのだということであった。

また、現在は、アイヌ語を用いることへの期待が逆に重圧となって、先祖供養の維持や一族の先祖の由来の伝達そのものが脅かされかねない。少なくとも当面は、アイヌ語そのものから始めるかそれとも先祖供養から始めるか、という選択は現実のものなのである。上に述べた2人の話し手たちがこの点で互いに異なった選択をする可能性を私は否定できない。

アイヌ語の話し手たちは、しばしば研究者への協力を拒否してきたとされる。そこでの「アイヌ語への思い」もさまざまなはずである。もちろん多くの人々が、民族差別や学者への反発のために自己のアイヌ語の能力を明らかにしなかったと考えられる。別な人たちは宗教上の理由から異民族に教えることをしなかったろう。こうした理由での拒否は、差別をなくすよう努力すること、反発されるような態度を取らないこと、アイヌ民族のなかから研究者を養成しようとすることによって、少なくとも表面的には、乗り越えることができる。

しかしなかには、自分の牧場の馬の管理をしたり庭を雑草のない状態に保ったりするのに忙しく、長時間研究者の相手をする余裕がないと考えた人たちもいるはずである。先にも述べたとおり、彼らも心のなかではアイヌ語の伝承を願っていると私は確信する。しかし研究者の抱くそうした確信

は、仕事や家庭のなかでの彼らの日常的な希望よりもアイヌ語の研究や伝承活動への協力が優先すると考えることを、許すものではない。

1. 2. 研究者自身の個人的利害関心を意識することの必要性

上に見たように話し手たちの希望や利害関心が多様かつ複雑であるとすれば、それに対して研究者が具体的にどういう態度を取るべきか、という問いに答えを出すのは簡単なことではない。考えられる答えの1つは、さまざまな立場のアイヌの人たちのさまざまな要請や希望にすべて応えられるよう、データを十分に広く収集し公開することが研究者のなすべきことだというものである。しかしそれは、現在に至るまでアイヌ語が置かれてきた状況のなかでは困難である。これまでの日本語による圧迫の結果として、話し手の数は今や少なくなっておりそのほとんどは高齢である。限られた時間とエネルギーのなかである程度まとまった量の有用な記録を行おうとするなら、研究者は調査の重点を何らかの特定の側面に置かざるを得ない。

もう1つ見落としがちな問題がある。自分の研究にまとまったデータの裏づけを与えたいと考える研究者は、多くの場合、個々の話し手と長い期間にわたって接触するようになる。そのとき自然にわれわれ研究者は、アイヌ語の将来についての考えを大きく共有できるような話し手とより長い時間を過ごしてしまい、そうした考えをあまり共有できないと感じる相手のところへは足が遠のいてしまう。この点からも、ある研究者が「伝え残す者たちの思い」と呼ぶものには、実際のところその研究者自身の関心のバイアスが反映されるのである。

このように、アイヌ語の研究に携わるときには、話し手たちの希望や利害関心だけに従って研究者としての行動を決めることはできない。重要なのは、研究活動のなかでのわれわれの態度がそれぞれの個人的利害関心に避けがたく彩られていることを、明示的に自覚することである。研究者にとくに約束された中立的立場や正当性の保証された立場というものは存在しない。これまでの研究者が「研究のための研究」を行ってきたとすれば、それは彼らが調査のなかで何を受けとめアイヌ文化の将来についてどう考えてきたかを反映している。それと同様、アイヌ語の伝承・復興運動に大きなエネルギーを提供することも、その研究者の個人的見解を露わにしている。いずれの場合も、それぞれの判断に対して批判がありうることを覚悟しなければならない。

1. 3. 話し手たちの希望と研究者の関心との関係

以上に見てきたとおり、アイヌ語の話し手たちの「思い」は、アイヌ語の日常会話での復興から庭の手入れまでの広がりを持っている。いっぽうで、研究者の利害関心も、主語名詞の他動詞への抱合からアイヌ語の将来までの広がりを持っている。こうしたさまざまな希望や利害関心は、単純に話し手対研究者あるいはアイヌ民族対和人という図式のなかに投げ入れることのできる性質を持っていない。

実際のフィールド調査のさまざまな状況のなかで、話し手と研究者の利害関心のいくつかは重なり合い、他のものは衝突する。すでに述べたとおり、研究者の目的の1つがアイヌ語の復興・伝承を支えることであったとしても、そのことが話し手の利害関心との衝突を解決できるわけではない。場合によっては、話し手と研究者とが、庭の手入れとアイヌ語の調査とをめぐって、お互いに交渉し妥協しあうこともありうる。

以上をまとめると次のようにもいうことができる。語り手たちの「思い」に応えようとしさえすれば、あるいはアイヌ語の伝承・復興に協力しさえすれば、それで自分が「アイヌ民族にとっての

よい研究者」だ、というのは単純すぎる考え方である。だからといって、日常生活に関わる部分も含め話し手の関心に超越的な正当性を認めることが研究計画の平和的な遂行を約束する、というのも責任ある態度ではない。話し手たちが自らの関心について判断するときには、やはり研究者側の利害との調整を意識するはずだからである。

もちろん、すべてのことがらを個人の希望や利害関心に帰することはできない。個人の関心の基礎あるいは背景には、より公共の利害関心がありうる。われわれの研究に直接関係する公共の利害関心の1つは、人類の財産としてのアイヌ語・アイヌ口頭文芸の調査と記録である。今1つには、アイヌの民族的アイデンティティの維持、そして民族差別の撲滅がある。これらの2つは、現在多くの人によって言及されている。しかしさらに基本的な公共の利害関心として、一人一人のアイヌの人の自己実現を妨げないこと、を忘れてはならない。以下ではこれらの問題について考えてみる。

2. 公共の利害関心としてのアイヌ語復興運動

2.1. アイヌ民族の権利回復運動への対価としてのアイヌ語復興事業

アイヌ民族は、生活基盤と民族的アイデンティティとに関するものを含むさまざまな権利を、過去長いあいだ和人によって侵害されてきた。それに対して権利を回復しようとする動きも長いあいだ続いてきた。

その動きの1つの集大成が、アイヌ民族最大の任意団体である北海道ウタリ協会の1984年度総会で決議された「アイヌ民族に関する法律（案）（アイヌ新法案）」である。そこでは、従来からアイヌ民族運動が求めてきた人権回復・経済的自立・教育・伝統文化伝承に加え、民族としての参政権、民族自立化基金およびアイヌ民族政策の立案へのアイヌ民族の参加が掲げられている。

日本政府は1990年代なかばにこうした動きへの具体的な対応を示した。1996年には内閣官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を答申した。この報告書は、「アイヌ新法」要求に対する新しい立法の概要として アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興、伝統的生活空間の再生、理解の促進、の4点を示した。そして、北海道ウタリ協会のアイヌ新法案に含まれていた社会的・経済的項目を当面の立法措置から切り離れた。

そして1997年には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行された。また国などからの補助金によって法律の定める事業を進める財団法人「アイヌ文化振興・研究推進機構」が設立された。同年には、内閣総理大臣が「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する基本方針」を定め、法律に基づく事業が立脚するアイヌ史・アイヌ文化の認識、今後のアイヌ文化振興の方向などを具体的に指定した。

注意すべきことは、これらの一連の法令や公文書が、固定的で具体的な「特色」の範囲のなかにアイヌ文化を定義しようとしていることである。1996年の答申は、振興されるべきアイヌ文化の具体像としてアイヌ語、伝統技能を生かした民芸品、古式舞踊や音楽などの伝統芸能、口誦文芸をあげている。また1997年の法律の第2条には「この法律において『アイヌ文化』とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文

化的所産をいう。」とある。

さて、この法律に基づき、アイヌ語の復興を目指す事業がすでにいくつか始まっている。これらの事業は、少なからぬアイヌの人々と多くの研究者との希望・利害の重なるところにあり、また公共の利害とも衝突しないようにみえる。しかし、それで問題が解決しているとは私は考えない。

2.2. なぜ言葉なのか

「言葉は民族の魂」というスローガンはアイヌについてもすでに長いあいだ叫ばれている。言葉を学ぶものにとっては受け入れやすいスローガンであるが、このことがどういう意味において正しいのかは、よく考えてみなければならない。もちろん、言語の維持が他のいくつかの文化要素の維持にとって不可欠である場合は確かにある。人類の知的財産としての言語の重要さも否定することはできない。しかしこれらのことは、言語の絶対的な優位性を保証するものではない。

言語が民族性の標識としてもっとも有効なもの1つであることは確かである。しかし言語と民族との境界はいうまでもなく同一でない。言語学的にみれば同じ言語を話しているとみてよいにも関わらず、政治的・宗教的な理由によって互いを別々な民族だとみなしている集団は存在する（たとえばセルビア・クロアチア語）。

また、世の中には同じようにして「アイヌ文様は、それが存在するかぎり、民族の存在を主張しつづける民族の象徴」（大塚、1995、p. 22）あるいは「音楽は民族の魂」「舞踊は民族の魂」などと述べる人々がいる。1980年代にはアイヌ語はすでに日常会話では用いられなくなっていたが、そのころから始まった手工芸の訓練事業や伝統舞踊アンサンブルの公的保護が、アイヌ伝統文化復興運動を活性化するのに大きな役割を果たしたという考えもある（中川、1991、pp. 241-243）。

1987年からは、北海道ウタリ協会による「アイヌ語教室」が各地で開催されるようになった。しかしこれらのアイヌ語教室は、一般的な語学教室としてみた場合に必ずしも成功していない。練習を継続的に繰り返してアイヌ語の能力を向上させた受講生もいるが、その数は比較的少ない。多くの教室は、語学練習よりもむしろそれ以外の要素、たとえば歌の鑑賞、アイヌ語劇、野草採取講座などのカリキュラムを充実させている。アイヌ語教室に集まる若いアイヌの人々の連帯を維持するのに役立つなどの理由で、指導者や受講生がしばしばこうした「語学離れ」を支持したことに注目しなければならない。

2.3. 伝統文化の復興は正当な「応える道」か

さらに重要なのは、このように、伝統的とされる文化の実質的な要素を民族の指標とする考え方をそれぞれの分野の研究者がとるならば、現代を生きるアイヌの人は、自らの「民族としての証」を得るために今の自分の生活のかなりの部分を捨てざるをえなくなるかもしれないことである。

あるいは、とくに何も新たな活動を始めずになおアイヌであろうとする人々の存在も、想定しなければならない。彼らのなかには、できれば伝統文化を学びたいが時間的・金銭的にその余裕のない人がいるだろう。しかしいっぽうには、たとえ小さいものであっても先祖と自分とのあいだに何らかのつながりを見いだすなどして、アイヌとしての自己を位置づけようとしている人、あるいはすでにそれに成功している人もいるはずである。

確かに、民族的アイデンティティーの保持のためには何らかの具体的なよりどころが必要かもしれない。しかしアイヌの人々の文化的営みは近代に入っても大きな多様性を持って存在し続けた。

2.1. にあげた一連の文書に見られるような、和人の文化との対比において「特色」とされる伝統文

化像とその発展形にアイヌの民族的アイデンティティのよりどころを限定する政策は、かえってこうしたかたちでのアイヌ文化のありかたの妨げになりかねない。

そうした懸念を1996年の答申のなかの表現から導いてみよう。この文書は、現代のアイヌの人々について「アイヌの人々一人一人は様々な生活の道を選択しているという状況がある」「これらの者を本人の意思にかかわらず、一律に施策の対象とすることは避けるべきである」と述べた。そのいっぽうで、そこで提案している新たな施策は「アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現」を基本理念とするという。ここに、アイヌの人々それぞれが「様々な生活の道を選択している」ことが「民族としての誇りが尊重される社会」にとって消極的な意義を持つ、という視点がある。

今一つ、これまでもしばしば言及されてきた別な論点がある。1997年の法律が北海道ウタリ協会の求めてきたアイヌ新法案に対する日本政府の回答であることはすでに述べた。アイヌ新法案は、彼らの領土を日本が侵略したことについての金銭的補償としての基金の設置とその自主的運用権、伝統的な生業に限らずアイヌの人々の行う日常的な経済活動や教育への援助を含むものであった。またその実現を求める運動は「先住民族の権利」についての国際的な論議とも結びついていた。これに対し1996年の答申は、それが提案する施策をもって「関係者の間にあるいわゆる『先住権』をめぐる様々な要望に、今日我が国として、具体的に応える道」であるとしている。

このように、1997年の法律などによって現在進められているアイヌ文化振興政策は、アイヌの民族的活動を伝統文化の像の範囲に限定しようとするものであり、しかもその文化の内容は、イメージとしても具体的な空間としても、例えば「伝統的生活空間」のように、現代の日常から遠ざけられた固定的で限定的なものである。日本政府が払うコストも先住民族への対策としては最小限に留まるといってよいだろう。（なお、1997年3月のいわゆる「二風谷ダム判決」が、同様に「先住民族の権利」に言及しながら、やはりその具体像を「文字を持たない民族」が「いわば聖地といえる場所」で儀式をしたり遺跡を保存したりする権利として示していることにも注意したい。）2.1.の末尾に触れたアイヌ語復興事業は、そうした政策の一環としての性格も持っているのである。

児島（2000、p. 31）はすでに、1997年の法律が規定する文化の「質」を検討する必要性を示唆している。アイヌ語の学習事業がある程度順調に進んでいるとしても、それは現在のアイヌ文化政策の「質」を保証するものではない。

2.4. 1997年の法律の性質：補助金は手段なのか目的なのか

この法律に基づいて「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が進めているさまざまな事業は、まだ始まったばかりであり今後どのような成果をあげるのかはわからない。しかし少なくともいえることは、これらの事業が、目的についての当事者の責任ある理解や合意を伴わずに立案され、また効果を的確に測定して柔軟に方向を修正する手段を欠いていることである。これらの性質は、現在しばしば指摘される日本のいわゆる公共事業の欠点とも重なっている。

1つの例を私自身の経験によって示そう。1997年の法律に基づく事業のなかに「小中学生向け副読本の作成・配布」がある。私は1997年度の末から2000年度まで、編集委員長としてこの事業への責任を負った。この事業ではもともと、1997年7月に財団が事業を開始してから9か月後の年度末に副読本を作成して配布する計画が、立法に伴い政府の担当者が編成した予算のなかで、立てられていた。編集委員会と私は、それが無理だとして数年間の準備を経よう求めた。しかしいったんつけられた多額の予算を消化しないことは認められず、結局毎年何らかの成果を刊行しつつ3年

数ヵ月で「副読本」を作成する計画を立てなければならなかった。作業に協力していただいた各方面のかたがたにも、短い時間での無理をお願いすることになった。

編集の責任を負うにあたり私はいくつかの目標を編集方針として設定した。一例をあげれば、これまでアイヌ文化・アイヌ史に関してしばしば見られた事実の扱いの乱暴な教育実践の影響を、できるだけ避けることがある。そして、2.3.に述べたようなアイヌ文化の多様性についての認識を、何らかの形で内容に反映させることも方針の一つとした。例えば1997年度末に刊行した『アイヌ民族に関する副読本の作成に向けて』には「文化そのものを規定する権利も、アイヌ民族自らが持っているという立場に立つべきである。」という表現を事務局の抵抗を押し切って盛り込んだ。また1998年度に刊行した『アイヌ民族に関する副読本の編集方針』では「和人の文化と対比して特徴的な部分だけに着目するのではなく、アイヌ文化を全体的にとらえる。」とし、近現代に至るまでのアイヌ文化の多様性を提示することをねらいの一つとした。1999年度に刊行した『アイヌ民族に関する指導資料』や2000年度末に完成する副読本『アイヌ民族：歴史と現在』は、そうしたねらいに沿って編集されている。

さて、1996年の答申の作成にも関わりアイヌ文化振興・研究推進機構の発足以来の理事長である佐々木高明氏の最近の著作（佐々木、2000）は、上記の『指導資料』について「その研究水準は高く、バランスのとれた資料として多くの人びとに利用されることが望まれる」と述べている（p. 189）。そのいっぽうで同書は、アイヌ民族を「採集・狩猟民」と規定し「アイヌ文化は12～13世紀ごろにその特色が形成されたと考えられます」とするなど（pp. 154-176）、『指導資料』のねらいに反する固定的で具体的な「特色」としてのアイヌ文化像を提示しているのである。この矛盾は、現在のアイヌ文化政策の基本的な原理が責任と論理とを欠いていることの象徴だといってもよい。（なお別な箇所では「オリエンタリズム」への批判または反省が述べられており（pp. 19-20）、ここで指摘した矛盾は同書に内在するものである。）

他の事業についても事情は同じである。1年のうちに何人がアイヌ語や口頭文芸を学ぶのかは、その前の年に国の予算案として認められなければならない、その予算がすべて消化されなかったときには、アイヌ民族の責任が問われる。現状への批判を含むさまざまな多様性の認識は抑圧され、「特色」の範囲内に収まる部分だけが注目されて事業の対象としての意義づけを与えられるか、あるいは法律の趣旨に沿わないとして無視される。

確かに、ある民族にとっての文化とは本来政治的な性格を持っている。しかし現在は、アイヌ民族に対するこれまでの侵略と抑圧の代償としての役割を、伝統文化に関わる活動が主として担わされつつある。アイヌ民族の権利拡大の道を、1996年の答申の視野のなかでの事業の規模拡大として展望する考え（上村、1996a/b）もあった。しかしそこから導かれる一つの予測は、公共事業に類したシステムが温存されたまま補助金額が肥大してゆき、やがてアイヌ文化を担う人々の意欲もその基盤となる事実に関する知識も、疲弊してしまう事態である。

3. 言語学者の責任は何か

自分に言葉を教えた人間の付託に応えるというのは、確かに言語学者の責任であろう。また一般に科学がその成果を社会に還元しなければならないというのも正しい。また言語学が人類に対して、その言語的財産の保全という責務を負っていることもまた正しい。

しかし、本当に責任のある態度をとるならば、付託に応えるための、成果を社会へ還元するための、あるいは人類の知的財産を保全するための自分の行動が、現時点の状況に照らしてみても目標に到達するための可能な道をたどっているのか、また自分の当面の視野の外で何らかの悪影響を引き起こしはしないか、を同時に顧みなければならない。

3.1 アイヌ語の「復興」のための条件はどの程度吟味されているか

考慮しなければならないことの一つは、現在のアイヌの人々がアイヌ語を維持しようとした場合のコストやリスクの大きさと、それに対処するために社会が用意している条件とのつりあいである。手工芸や舞踊の伝承活動が成功してきたのは、おそらくそのコストがアイヌ語の維持のためのコストよりも小さかったからである。

挨拶などを含むいくつかの短い形式だけを覚え、それを民族性の象徴にする、という目標でよいのなら、さほど障害はない。かなりの時間をかけて訓練を受けその金銭的損失を補う用意があれば、長い口頭文芸を演じる能力を獲得することも可能だろう。

いっぽう言語学の側からすれば、とくに文法理論のさまざまな面についてのデータを得るためには、日常会話のなかでの十分な生産性を持つかたちでアイヌ語が復興・維持されることが望ましい。しかしこのことに伴うコストやリスクは、現在の条件のなかでは、アイヌの人々にとってどれだけの金銭をもってしても換えられない大きさになるだろう。もしもそれを言語学が目指すのであれば、われわれはアイヌの人々を「目覚めさせる」のではなく、逆に周囲の和人に、日本社会における日本語の役割の相対的低下を認めさせなければならないが、そうした視野は1997年の法律を含む現在の立法と行政のなかにはない。「言葉は民族の魂」「アイヌ語を日常会話で」というスローガンはアイヌ民族と和人の双方によって叫ばれているが、実際の努力はアイヌの側にほとんど一方的に期待されているのである。

アイヌ語の能力を身につけたいと考えるアイヌの人に協力するのは、もちろんアイヌ語研究者の社会的責任である。しかしそのときには、こうしたスローガンが現在の法律のしくみと相まってアイヌの人々に対する圧力にならないよう、注意する必要がある。むしろ、少なくとも現時点では、アイヌ語が最初の一步として必ずしも容易でないことにも触れる勇気を言語学者が持つべき場合もありうる。

3.2 1997年の法律に協力することのジレンマ

1997年の法律によって、確かにアイヌ語を学習する機会は増えた。そのなかで、アイヌ語の能力を身につけるアイヌの人も増えてくるかもしれない。しかしその一方で、これまで述べてきたように、アイヌの民族的アイデンティティーがそうした伝統文化像のなかに限定されたり、アイヌ文化に関する事業が内容に責任を持たずに自己目的化してしまったりする危険も生じている。こうしたことは、自らの誇りのために伝統に近づこうとすることがいっぽうで自民族の将来を限定した場合によっては疲弊させてしまうかもしれないというジレンマとして、アイヌ民族に突きつけられている。

このようにしてアイヌ文化とその他のさまざまなものとを引き換えにさせられる構造は、1997年の法律だけではなく、これまでのアイヌ民族に対する同化政策のなかにもあった。その意味で、アイヌ文化への抑圧は現在もなお続いているといえることができる。

同じしくみでのジレンマは、実はアイヌ語の研究者にも突きつけられている。つまり、アイヌ語を学ぶための材料や機会を整備するのはもちろんわれわれの責任であり、1997年の法律によるアイヌ語振興事業は、そうした手段の一つになりうる。しかしそのいっぽうで、この法律による諸事業に協力することは、上に述べたさまざまなマイナスの側面を助長することでもある。

現実問題としては、われわれは日常的にさまざまなジレンマのなかにあり、さまざまな妥協やマイナス行為を重ねざるをえない。しかしそのときには、自分の行為がどの程度のマイナス効果を含み、それがどうかたちでどの程度キャンセルされるものなのかを、よく顧みなければならない。私はそういう視点を持って「小中学生向け副読本の作成・配布」事業に協力し、その行為のマイナス効果をいくらかでも相殺するものとして、2.4. に述べたような視点を一連の刊行物に盛り込み、また本稿を得たと考えている。

われわれの目の前にあるのは、けっして「画期的」な状況ではなく、むしろ日本国民がこれまで見慣れてきた政治や行政のすがたである。くり返すが、現在のアイヌ語復興事業に協力することは、アイヌ語研究者にとっての社会的責任の単純な尺度ではない。われわれの研究を本当の意味で「研究のための研究」に終わらせたくないと思うなら、考えるべきことはなお多い。

参考文献

- 上村 英明 (1996a) 「答申の可能性と限界」『北海道新聞』1996年4月2日朝刊。
——— (1996b) 「アイヌ新法への3つのシナリオ—有識者懇談会の「報告書」の読み方—」『解放教育』1996年7月号。
- 大塚 和義 (1995) 『アイヌ 海浜と水辺の民』、新宿書房。
- 奥田 統己 (1998a) 「アイヌ—語り手たちの『思い』と口頭文芸研究」(小特集=口承文芸の現在—日本)、『口承文芸研究』21。
- OKUDA, Osami.(1998b). On the Objectives of Linguistic Research on the Ainu, in Matsumura, K.(ed.), *Studies in Endangered Languages: Papers from the International Symposium on Endangered Languages, Tokyo, November 18-20, 1995 (ICHEL LINGUISTIC STUDIES Vol.1)*, Hituzi Syobo.
- 児島 恭子 (2000) 「現代のアイヌ観—ジェンダーと自然—」『アイヌをめぐる社会政治的状況に関する人類学的研究』、1998～1999年度科学研究費補助金(基盤研究(C))(1)、課題番号10610305)報告書。
- 佐々木高明 (2000) 『多文化の時代を生きる—日本文化の可能性』、小学館。
- 中川 裕 (1991) 「多民族国家日本—アイヌ民族の文化とその復興運動」『多元的社会に生きる—千葉大学文学部公開講座』、現代企画室。

(本稿をまとめるにあたり、駒込武氏ほかのかたがたの貴重な助言をいただいた。この場を借りてお礼申し上げる。)